

岩手県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社結愛サービス公 社	二戸郡一戸町一戸字砂森 93番地2	一戸町特別養護老人ホー ム	二戸郡一戸町一戸字田中 72番地1	令和5年9月1日

2 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社結愛サービス公 社	二戸郡一戸町一戸字砂森 93番地2	一戸町特別養護老人ホー ム	二戸郡一戸町一戸字田中 72番地1	令和5年9月1日